

社会福祉法人 無量壽会 理事・監事・評議員費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人無量壽会(以下「無量壽会」という。)の理事・監事・評議員が、無量壽会の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の意義)

第2条 この規程において、「費用弁償」とは、無量壽会における理事会、評議員会及び、監査等に出席した場合における出席旅費又は無量壽会の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員理事・監事・評議員が無量壽会における役員会及び理事会、評議員会に出席した場合には、1日につき3,000円を出席旅費として支給する。

- 2 役員が理事長の命により出張した場合には、出張旅費を支給する。
- 3 費用弁償の支給方法は、会議出席・監査出席の都度、現金にて支給する。
- 4 ただし、法人職員が理事の場合は、支払わないものとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、社会福祉法人無量壽会職員旅費規程による最上位の額とし、日当及び宿泊料は別表1により支給する。

(旅費の準用)

第5条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、社会福祉法人無量壽会職員旅費支給規程を準用する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。
 一部改正 平成14年8月21日から施行する。
 一部改正 平成16年4月1日から施行する。
 一部改正 平成17年11月1日から施行する。
 一部改正 平成29年6月12日から施行する。
 一部改正 平成30年6月14日から施行する。
 一部改正 平成31年2月1日から施行する。
 一部改正 2021年12月1日から施行する。

別表1

資格区分	車賃 1 kmにつき	日 当		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1枚につき）
		県内	県外	県内	県外	
役員	40円	3,000円	5,000円	12,000円	15,000円	2,000円